別表第一号（第５条関係） ［表　略］ ［注１～39　略］ 40　航空機地球局の送信設備に使用する電波の周波数許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、自動周波数補正機能による変化分を除き次のとおりとする。 ［(1)～(4)　略］ (5)　1,618.25MHzを超え1,626.5MHz以下の周波数の電波を使用するもの　30（10^{-6}） ［41・42　略］ 43　1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する船舶地球局の無線設備又は1,618.25MHzから1,626.5MHzまで若しくは2,655MHzから2,690MHzまでの電波を使用する携帯移動地球局の無線設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 (1)　1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する船舶地球局及び1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備　30（10^{-6}） (2)　2,655MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備　1（10^{-6}） ［44～57　略］ **別表第二号**（第６条関係） ［第１～第39　略］ 第40　1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する船舶地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、総務大臣が別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。 ［第41～第75　略］	**別表第一号**（第５条関係） ［表　同左］ ［注１～39　同左］ 40　［同左］ ［(1)～(4)　同左］ ［新設］ ［41・42　同左］ 43　1,618.25MHzから1,626.5MHzまで又は2,655MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 (1)　1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備　30（10^{-6}） (2)　2,655MHzから2,690MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備　1（10^{-6}） ［44～57　同左］ **別表第二号**（第６条関係） ［第１～第39　同左］ 第40　1,618.25MHzから1,626.5MHzまでの周波数の電波を使用する携帯移動地球局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、総務大臣が別に指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。 ［第41～第75　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線機器型式検定規則の一部改正）

第五条　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一号　機器の構造及び性能条件（第２条関係）	**別表第一号**　機器の構造及び性能条件（第２条関係）

機種	条件
［略］	［略］
高機能グループ呼出受信機の機器	1　インマルサット高機能グループ呼出受信機 (1)　設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 (2)　設備規則第40条の４第１項第１号及び第５号の条件に適合するものであること。 (3)　設備規則第40条の４第２項第２号の条件に適合するものであること。 (4)　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

機種	条件
［同左］	［同左］
インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器	1　設備規則第37条の28の規定に適合するものであること。 2　設備規則第40条の４第１項第１号及び第５号の条件に適合するものであること。 3　設備規則第40条の４第２項第２号の条件に適合するものであること。 4　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。